

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年7月27日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2200023 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2200023 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 12 月 22 日の標準賞与額を 35 万円に訂正することが必要である。

平成 23 年 12 月 22 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 23 年 12 月 22 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 12 月 22 日

A 社から、請求期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

平成 23 年 12 月 22 日支給の賞与明細書（写）を提出するので、調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与明細書（写）、B 銀行 C 支店から提出された請求者に係る預金元帳及び事業主の回答により、請求者は、当該期間において、A 社から標準賞与額 35 万円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 23 年 12 月 22 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、こ

れを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2200025 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 2200004 号

第1 結論

昭和 56 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 56 年 4 月から昭和 61 年 3 月まで

A 事業所（当時）を退職後の昭和 56 年 3 月頃、母の知人が私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。請求期間の国民年金保険料については、自宅に送られてきた納付書で B 銀行又は C 銀行 D 支店で私が毎月納付した。

請求期間が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 56 年 3 月頃、母の知人が請求者の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う旨主張しているところ、その知人からは、請求者の加入手続に係る陳述を得ることができないことから、請求者の国民年金に係る加入手続の状況が不明である。

また、請求者から提出された年金手帳（国民年金手帳記号番号：＊）によると、国民年金の初めて被保険者となった日は、「昭和 61 年 4 月 1 日」と記載されており、当該日付はオンライン記録とも一致し、請求者が同日より前に国民年金に加入した記録は確認できない上、請求者の国民年金の加入手続は、請求者の国民年金手帳記号番号（＊）の前後の番号が付与された被保険者の資格記録により、昭和 61 年 4 月ないし同年 5 月頃に初めて行われたと推認できることから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、納付書は発行されず当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料については自宅に送られてきた納付書で B 銀行又は C 銀行 D 支店で毎月納付した旨主張しているところ、B 銀行 E 事務センター及び C 銀行 D 支店は、請求期間の保険料納付に係る資料は、保存期間を経過しているため確認できない旨回答及び陳述している。

加えて、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に

別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から請求者の手帳記号番号が払い出されたと推認できる昭和 61 年 4 月ないし同年 5 月頃までを通じて同一市内に居住していた請求者に対して、別の手帳記号番号が払い出されるとは考え難い上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。